

# 第5次 訓子府町 行政改革大綱

(令和3年2月策定)



訓子府町

# 目 次

<b>1</b>	<b>行政改革の概要</b>	<b>1</b>
(1)	行政改革の目的・背景	1
(2)	行政改革の取組経過	2
<b>2</b>	<b>訓子府町の現状</b>	<b>3</b>
(1)	人口構造の変化	3
(2)	財政の状況	5
(3)	職員数の状況	8
(4)	公共施設の状況	9
<b>3</b>	<b>行政改革大綱の基本的な考え方</b>	<b>10</b>
(1)	基本方針	10
(2)	改革期間	11
(3)	第5次行政改革大綱の体系	11
<b>4</b>	<b>行政改革の推進</b>	<b>14</b>
(1)	推進体制	14
(2)	進行管理	14
(3)	進捗状況の公表	14
<b>5</b>	<b>参考資料</b>	<b>15</b>
(1)	策定体制	15
(2)	策定経過	16

## (1)行政改革の目的・背景

### 《行政改革の必要性》

本町では、これまでも不断の取り組みとして実施してきた行政改革ですが、複雑・多様化する町民や地域のニーズ、本格的な人口減少や超高齢社会の進展、厳しさを増す地方財政など、本町を取り巻く社会的な課題はますます深刻化しています。

また、グローバル化の進展や技術革新などに伴う情報通信ネットワークを利用した様々な環境の変化によって、生活様式や価値観の変化・多様化をもたらしています。

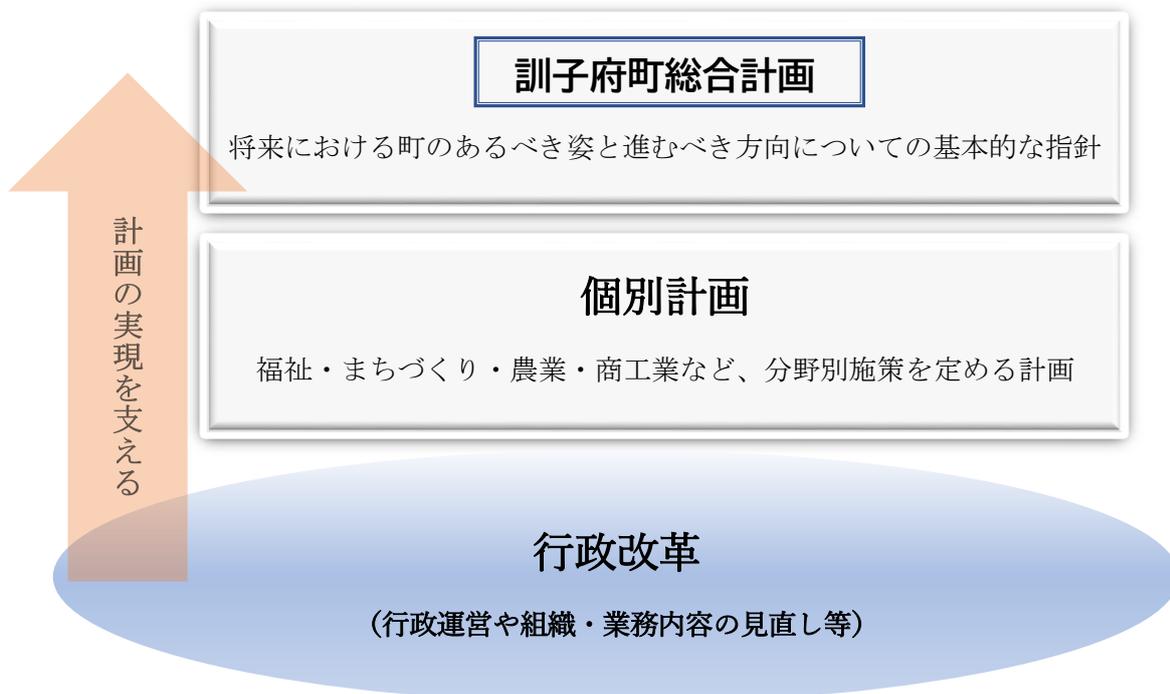
さらに、現在猛威を振るう新型コロナウイルスなどの感染症や気候変動に伴う自然災害など、地域社会経済活動に及ぼす外的要因にも対処していかなければなりません。

こうしたことから、全国的な社会情勢の急激な変化を適切に捉え、本町を取り巻く諸課題に向き合いながら、持続可能な行政サービスの提供体制を維持していくため、社会や時代の変化に対応したさらなる行政改革に取り組んでいく必要があります。

### 《総合計画実現のために》

第6次訓子府町総合計画における、まちの将来像『「ちょっといいね！」がたくさんあるまち くねっぷ』を実現するためには、前述の課題に対応しながら、総合計画や分野ごとの個別計画に掲げるさまざまな施策を推進し、町の活性化を図っていかねばなりません。

したがって、それら施策の推進を下支えする行財政運営の改革に、継続して取り組んでいく必要があります。



## (2)行政改革の取組経過

### 《これまでの町行政改革の推移》

本町では、昭和61年に第1次行政改革大綱を策定して以来、財政環境の変化や地方分権の進展を踏まえ、地方行財政が直面する厳しい環境に対応できる、簡素で効率的な行財政運営の確立を目指し、4次にわたって改革の推進に努めてきました。

名 称	策定期期
第1次訓子府町行政改革大綱	昭和61年
第2次訓子府町行政改革大綱	平成9年3月
第3次訓子府町行政改革大綱	平成13年7月
第4次訓子府町行政改革大綱	平成19年3月

### 《第5次行政改革大綱策定への取組み》

今後の行政改革を進めるため、令和元年12月26日に庁内に訓子府町行政改革推進本部を設置し、3つの柱から構成される骨子案を作成し、令和2年2月19日に20名の民間有識者で構成される訓子府町行政改革推進委員会において、骨子案に対する意見を求めました。

この行政改革を確実に進めていくため、推進項目の目標設定が可能である項目についてはKPI（重要業績評価指標）を設定し、PDCAサイクルを確立させることによって、効果的に行政改革を見直していくことが必要となります。

また、訓子府町まちづくり参加条例に基づき、具体的な計画策定の際には広く住民の意見を反映させ、行政改革推進本部による実施状況の把握はもとより、住民の理解と協力を得るため、実施計画及び進捗状況について、積極的に住民に広報することが必要です。

第5次行政改革は、第4次行政改革大綱の基本方針を踏襲しつつ、時代の変化に伴い、さらに顕在化した課題に加え、将来直面すると思われる課題に向き合い、最適な効果を導くため、職員と町民が行政改革を進める意識を共有し実行していくことが求められます。

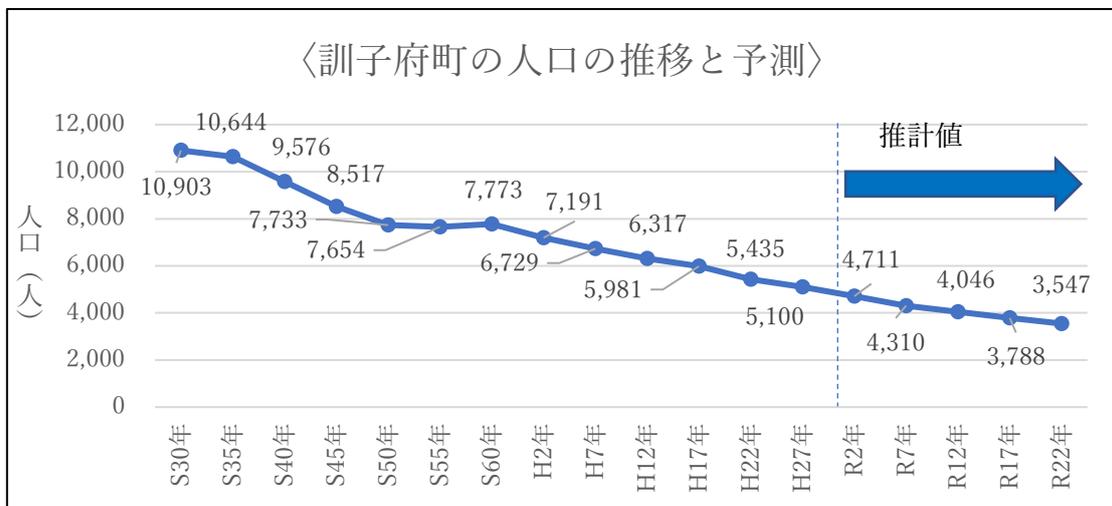
**【KPI（重要業績評価指標）】** Key-Performance-Indicator の略称で施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。

**【PDCAサイクル】** 計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Act）のプロセスを順に繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法のこと。

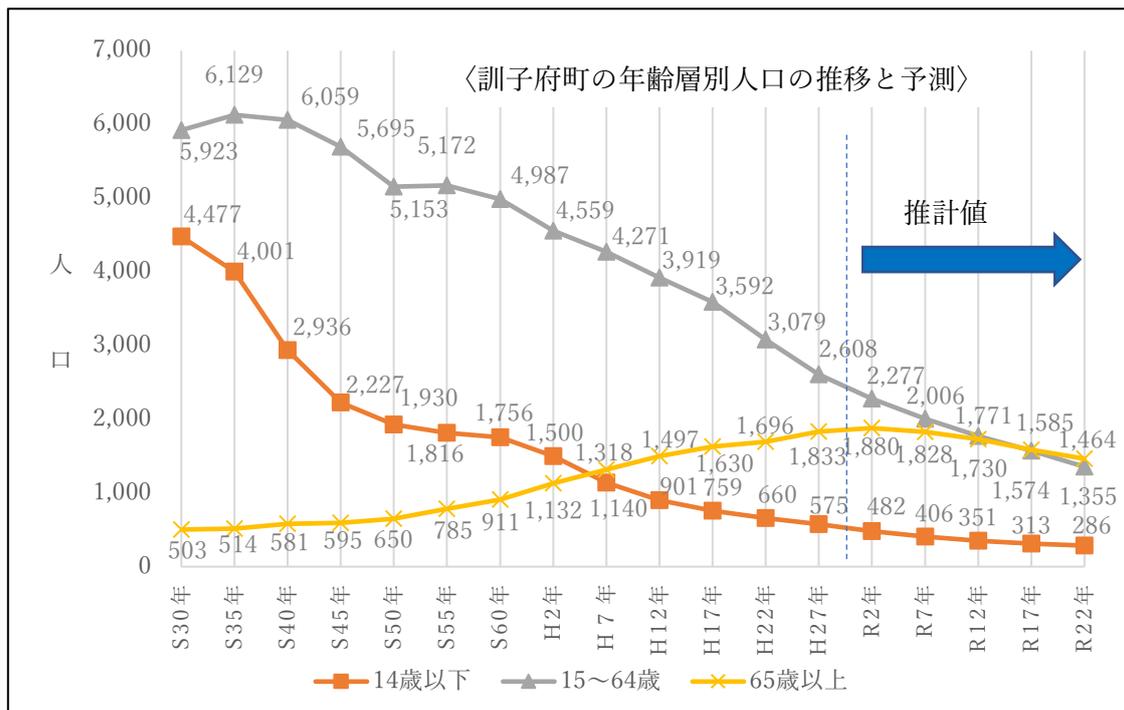
## (1)人口構造の変化

本町の人口は、1955年（昭和30年）をピークに高度成長期に急激に減少し、1975年（昭和50年）までの20年間で3,170人減少しました。その後、1995年（平成7年）までの20年間では減少率が緩やかな期間もありましたが、再び減少が始まり、2015年（平成27年）までの20年間で1,629人減少し、5,100人となっています。

年齢3区別の人口は、生産年齢人口が総人口と同様に半減し、年少人口、高齢者人口は1994年（平成6年）に逆転し、高齢化率が30%を超える超高齢社会となっています。



資料：訓子府町人口ビジョン

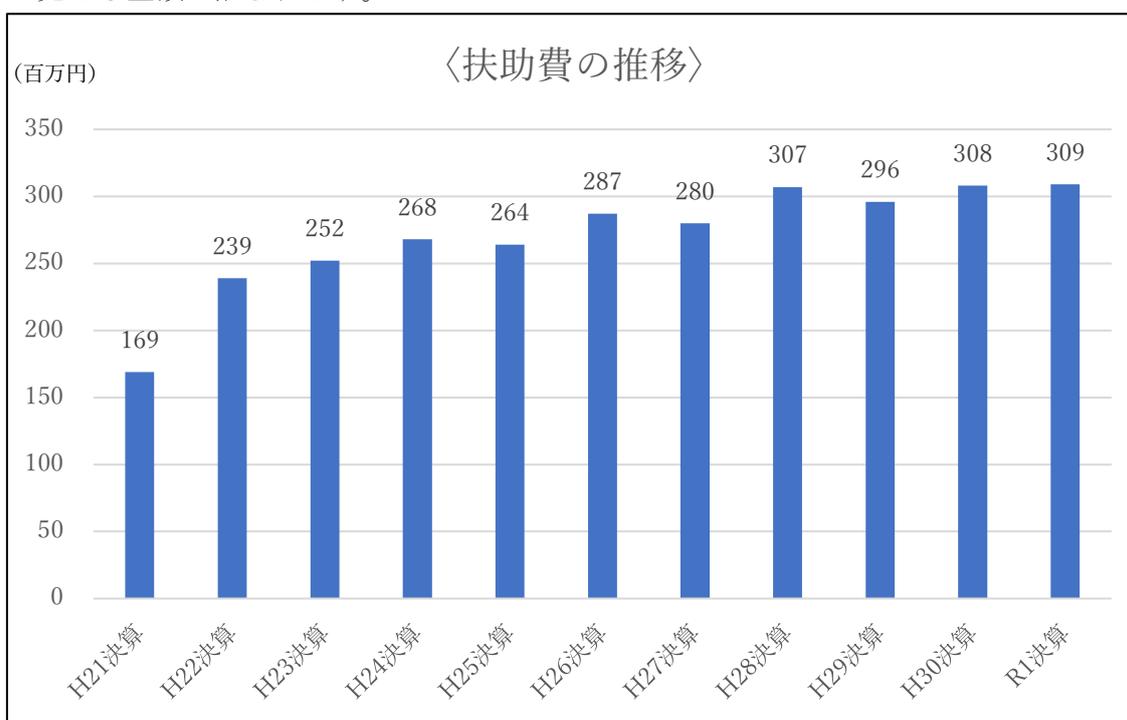


資料：訓子府町人口ビジョン

## 《人口減少・少子高齢化の影響》

人口減少と少子高齢化の影響は、地域経済の縮小にもつながりかねず、生産性の低下から税収の減収が懸念されます。

また、高齢化の進展は扶助費など社会保障費の増大を招き、財政運営を圧迫します。歳出総額に占める義務的経費が増加すると、政策的事業（特に投資的事業）に充てる金額が限られます。



資料：訓子府町決算/企画財政課

\* 数値は百万円未満を四捨五入。

**【扶助費】** 社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者に対して行う支援に要する経費のこと。

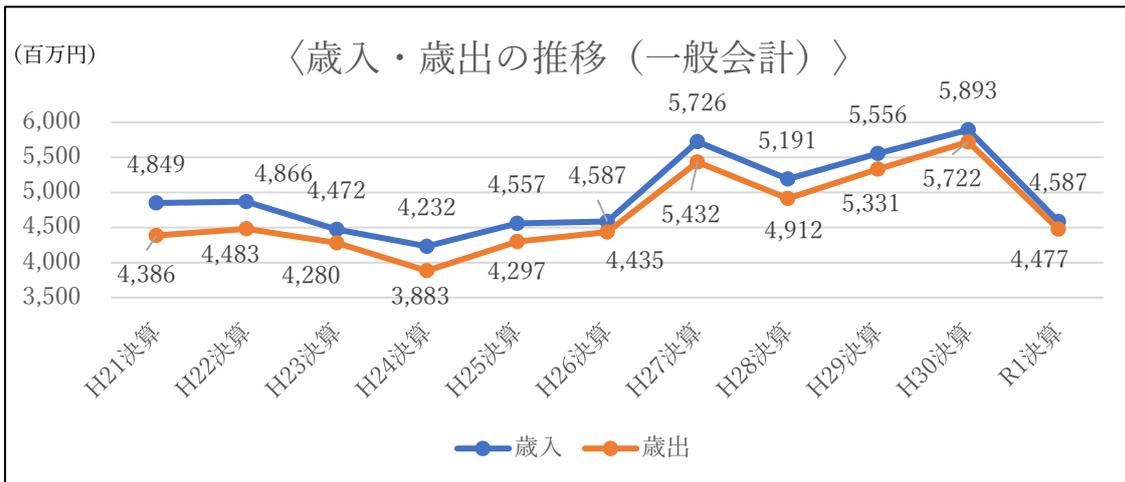
**【義務的経費】** 地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費のこと。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされる。歳出に占める義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、比率が高くなると財政の硬直度は高まるとされている。

## (2) 財政の状況

### 《歳入・歳出の推移》

訓子府町の歳入決算額は、投資的事業の実施によって地方債借入額及び基金繰入額の増減などから、各年度にバラつきが見られます。

現在の経済情勢や将来の生産年齢人口の減少を踏まえると、今後は財政規模が縮小し、減少傾向に向かうと考えられます。



資料：訓子府町決算/企画財政課

\* 数値は百万円未満を四捨五入。

### 《歳入の構成》

訓子府町の歳入構成は、地方交付税などの依存財源の割合が大きく、地方税などの自主財源の割合が小さいことから、財政力が低いことを示しています。



資料：訓子府町決算/企画財政課

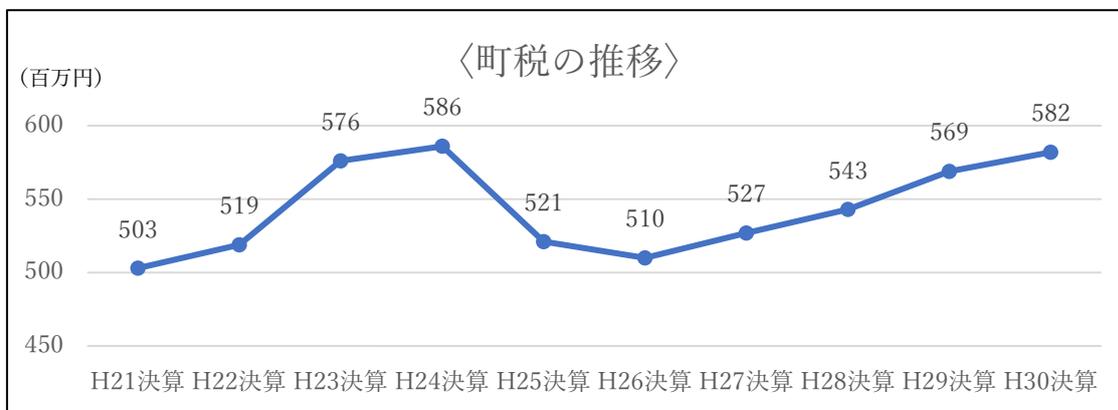
\* 数値は百万円未満を四捨五入。

**【自主財源】** 町税など、地方自治体が自主的に調達できる収入のこと。

**【依存財源】** 地方自治体が国や県などに依存して調達している収入のこと。

## 《町税の推移》

町税のおよそ5割を占める町民税は、近年の農業所得が堅調なことから増加傾向にあります。気候変動や社会情勢の変化に影響されやすいため、町税収入も大きく変動する可能性があります。

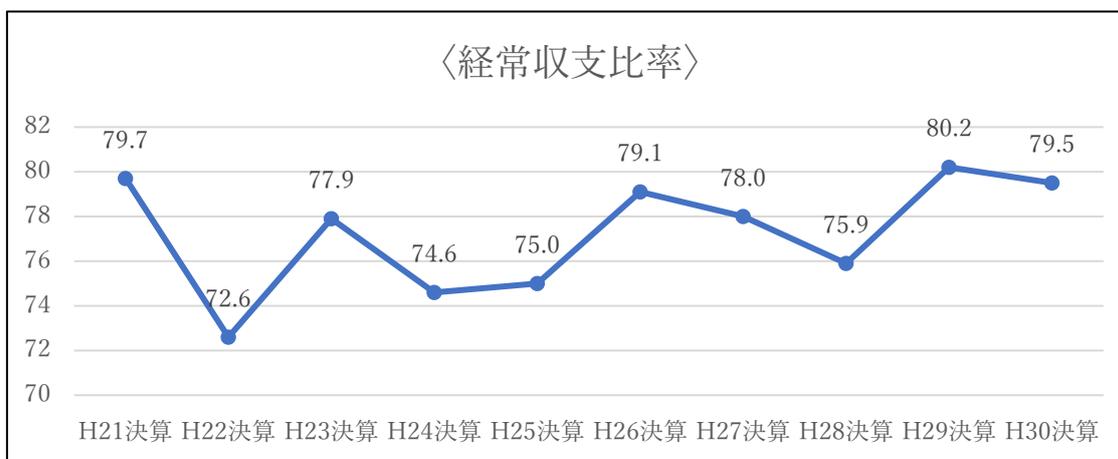


資料：訓子府町決算/企画財政課

\* 数値は百万円未満を四捨五入。

## 《経常収支比率》

会計年度任用職員制度による人件費の増加や、高齢化の進展による扶助費の増加、大型投資事業による公債費の増加が見込まれる中、財政の弾力性が低下しているため、人件費及び公債費の抑制を図っていく必要があります。

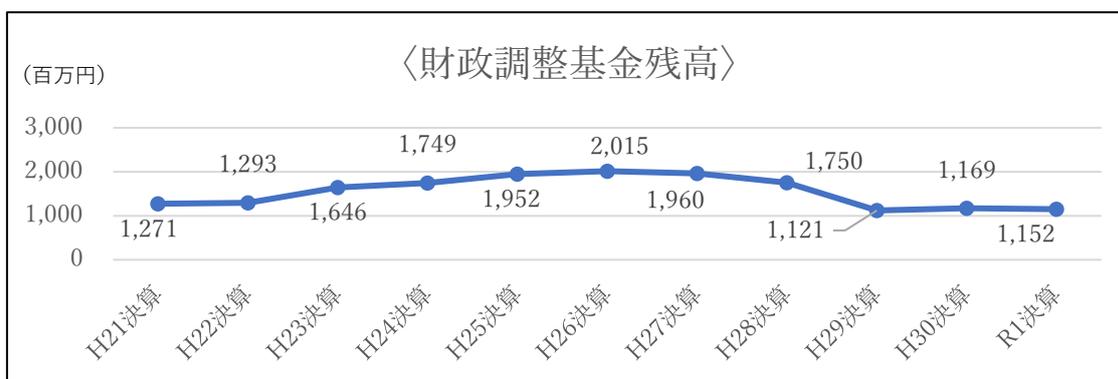


資料：訓子府町決算/企画財政課

**【経常収支比率】** 人件費、扶助費、公債費などの経常経費の額が、町税などの経常一般財源に占める割合。低いほど、財政構造の弾力性があるとされている。

## 《財政調整基金の残高》

大型事業の実施や繰上げ償還の実施による基金の取り崩しにより、基金積み立ては減少傾向にあり、今後も基金取り崩しによる減額は続く見込となっています。



資料：訓子府町決算/企画財政課 \* 数値は百万円未満を四捨五入。

**【財政調整基金】** 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てている基金のこと。

## 《地方債残高の推移》

地方債残高は、地方債発行抑制や償還終了により、減少傾向が続いていましたが、近年の大型事業における地方債借入れによって、増加傾向に転じる見込みです。



資料：訓子府町決算/企画財政課 \* 数値は百万円未満を四捨五入。

**【地方債】** 町が施設整備等のために長期にわたって借り入れる資金のこと。

## 《財政力指数》

財政力指数が低い水準で推移しており、地方交付税などに依存している割合が高いことを示しています。財政力指数が急激に上昇する見込みがない中、いかにして自主財源を確保し、経費支出の効率化に徹するかが大きな課題と言えます。

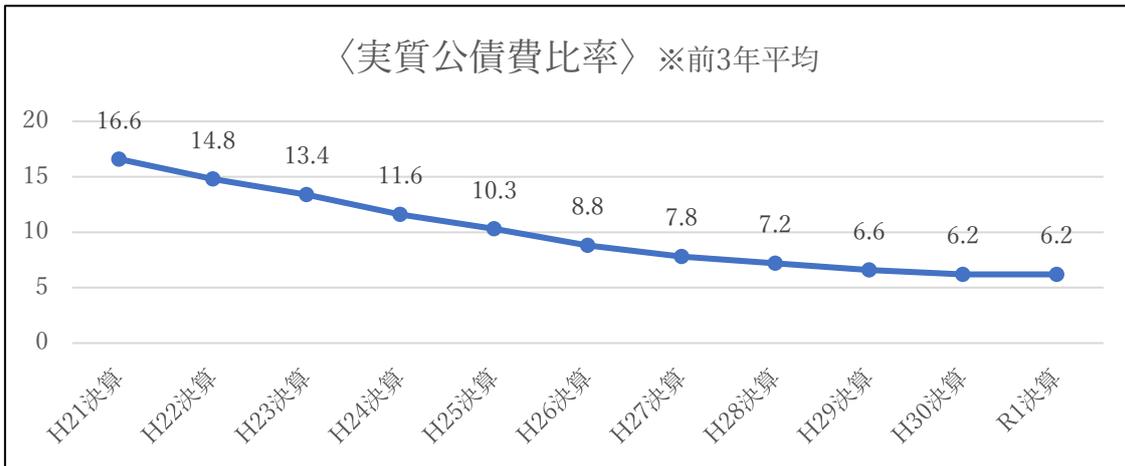


資料：：訓子府町決算/企画財政課

**【財政力指数】** 地方公共団体の財政の富裕度を示す指標として用いられ、指数が高いほど財源（自主財源）に余裕があるとされている。

### 《実質公債費比率》

実質公債費比率については、地方債発行抑制と大型の繰上償還の実施によって、着実に減少してきましたが、近年の大型投資事業の実施により、地方債の増加が見込まれており、計画的な起債管理を行っていく必要があります。



資料：：訓子府町決算/企画財政課

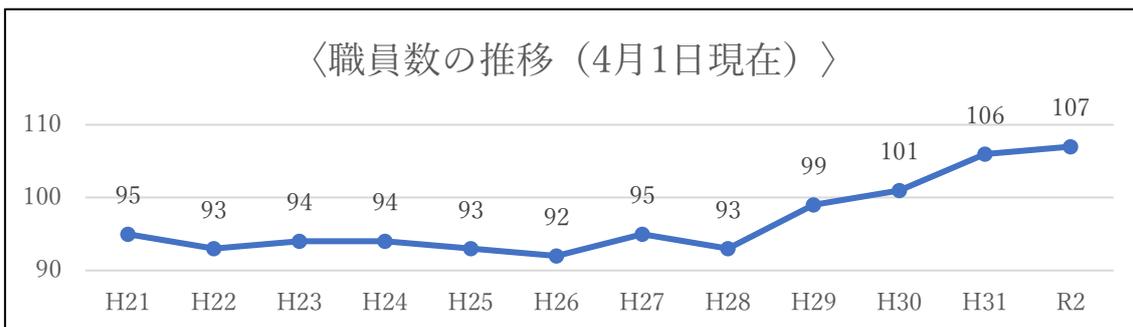
**【公債費比率】** 地方債の元利償還金等の一般財源（地方税、地方交付税など）に占める割合。財政構造の弾力性を判断する指標で、通常 10%を超えないことが望ましいとされている。

## (3)職員数の状況

再任用制度の導入に伴い、近年、職員数が増加傾向にあります。

今後、人件費の抑制を図るため、計画的な定員管理を行う必要がありますが、住民サービスの低下を招かないよう、高い意欲と資質を持った職員の確保と育成を図るとともに、一律に削減を進めるのではなく、職種毎に必要なとされる適正な職員数の確保と再任用職員の制度運用見直しが求められています。

さらに、定年延長が見込まれる中、対象職員の知識・経験を活かした有効な活用も図っていく必要があります。



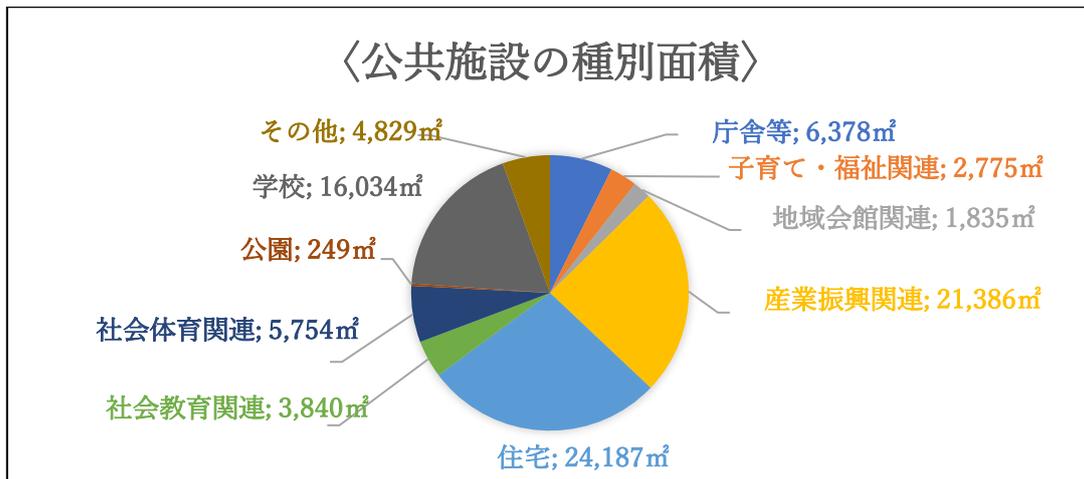
資料：総務課

## (4) 公共施設の状況

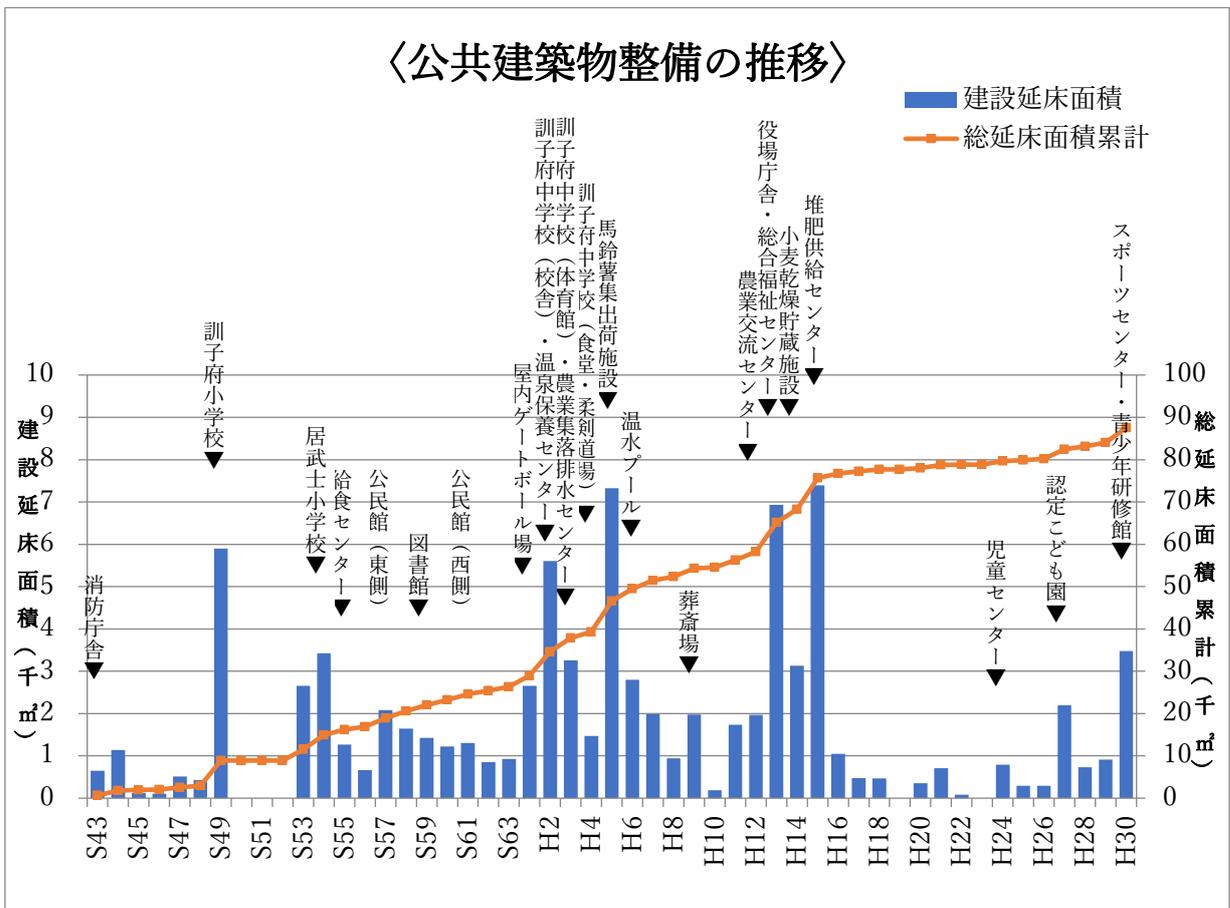
町が保有する公共施設の延床面積合計は、約8万7千㎡となっています。

最も多い町営住宅等施設が約2万4千㎡で全体の約3分の1、次いで農業交流センターなどの産業振興関連施設が2万1,386㎡で全体の約4分の1と続きます。

町が保有する公共施設等は、建設時からの年数の経過による老朽化が進んでおり、今後、多額の大規模改修費用や更新費用が発生することが見込まれています。



資料：訓子府町公共施設等総合管理計画（平成28年度）



資料：企画財政課

## (1)基本方針

## 普遍的な方向性

◆まちの将来像 「ちょっといいね！」がたくさんあるまち くねっぶ  
(第6次訓子府町総合計画)

## 社会動向等

- ▶人口減少・少子高齢化社会の進展 ▶公共施設の老朽化 ▶財政規模の縮小
- ▶ICTの急速な発展 ▶人事諸制度の改革 ▶多様化・複雑化する行政需要
- ▶気候変動による災害

## 必要とする視点

- ▶まちづくりの町民参加と地域活動の持続化
- ▶将来を見据えた持続可能な行財政運営 ▶行政サービスの最適化
- ▶戦略的な財源の有効活用 ▶力強い社会経済の創生
- ▶時代に対応した組織づくりと職員育成 ▶広域的な行政運営

## 第5次訓子府町行政改革大綱

## 基本目標

「新たな時代に対応できる将来にわたり持続可能な行財政運営の確立」  
～行政サービスの質と生産性の向上をめざして～

## 基本方針

- ▶町民参加と官民連携
- ▶健全な財政運営
- ▶組織・業務の見直し

## 《基本方針の考え方》

平成19年3月策定の第4次訓子府町行政改革大綱では、行政自らが担う役割を重点化し、住民の負担と選択に基づく地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していくことや簡素で効率的な組織機構の構築、行政経費の節減、協働のまちづくりの推進など行政改革の推進に取り組んできました。

しかし、さらなる少子高齢化・人口減少や町民ニーズの多様化など、本町を取り巻く様々な課題に的確に対応し、誰もが将来にわたり安心して暮らせる訓子府町を実現するためには、今までの行政の在り方を見直し、新たな視点を取り入れた仕組みを構築する必要があります。

また、依然として厳しい地方財政の中では、単なる歳出削減のみならず、限られた財源の中で行政サービスの最適化や産業経済の活性化を図るなど、持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。

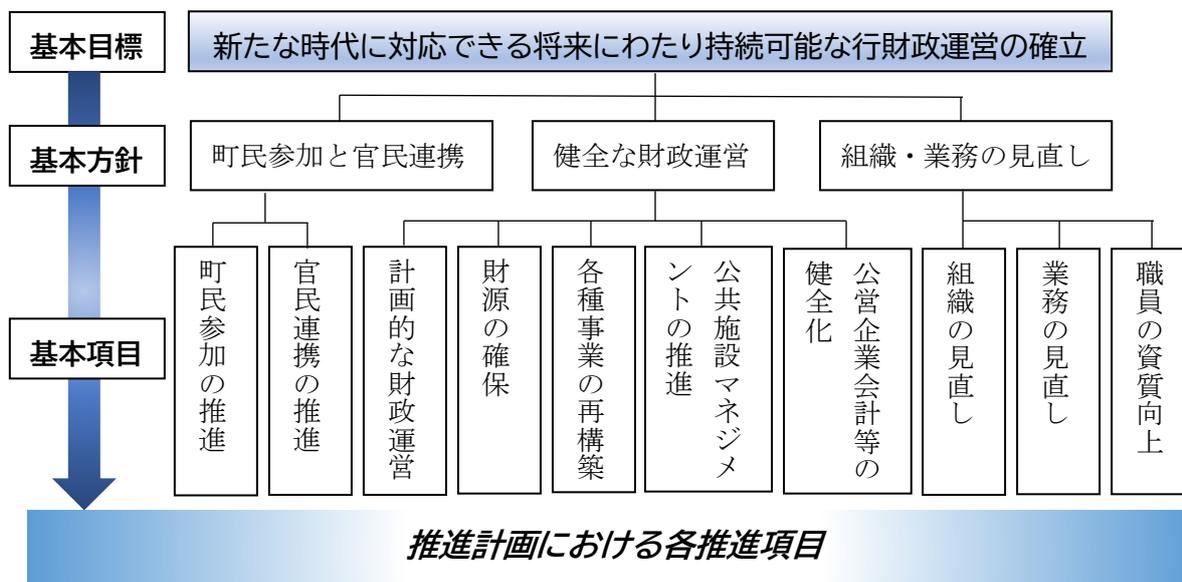
このため、本町では「新たな時代に対応できる将来にわたり持続可能な行政運営の確立」を基本目標とし、3つの基本方針「町民参加と官民連携」、「健全な財政運営」、「組織・業務の見直し」を掲げ行政改革を進めることとします。

## (2)改革期間

一定期間の継続した取組みで成果を上げるため、本大綱全体の改革期間を次のとおり設定し、各基本項目については推進計画の年次計画に基づき実行を図ります。

改革期間 令和3年度～令和9年度（7か年）

## (3)第5次行政改革大綱の体系



## 1 町民参加と官民連携

### (1) 町民参加の推進

多様化する行政課題に的確に対応し、引き続き行政サービスの維持・向上に取り組んでいくため、まちづくり町民参加条例に基づき、まちづくりへの町民参加を推進し、町民の視点を取り入れた行政運営を図ります。

また、高齢化の進展による地域の課題やニーズを捉え、今後の地域コミュニティのあり方を検討します。

### (2) 官民連携の推進

行政サービスの向上や経費の削減を図ることができる場合においては、行政としての責任に留意しつつ、民間の新たな視点を取り入れた手法を選択し、官民連携と民間活力の活用を推進します。

## 2 健全な財政運営

### (1) 計画的な財政運営

町の財政状況は、少子高齢化・人口減少の進行等による税収の減少や社会保障費の増加、公共施設等の老朽化による維持・更新費用の増加など、今後一層厳しくなることが見込まれています。

このため、将来に過度な財政負担を残さないよう財政運営の基礎となる財政収支見通しを作成し、毎年度の歳入、歳出の均衡を保つなど計画的な財政運営を確立し、経常経費の縮減や町債管理の適正化、さらに財務規律の保持に努めるなど、財務体質の強化を具体的に図る必要があります。

### (2) 財源の確保

健全な財政運営を図るためには、歳出を抑制するだけでなく、歳入を安定的に確保していく必要があります。このため、ふるさと納税制度の充実など新たな財源の開拓に努めていく必要があります。

また、使用料と手数料等については、負担の公平性と受益者負担の観点から、適宜、見直しを進めます。

### (3) 各種事業等の再構築

厳しい財政状況から、これまでも行政改革の取り組みとして行政経費の圧縮を図り、歳出の削減に努めてきましたが、財源や人材など限られた行政資源の中で行政サービスの最適化を図るため、ビルドアンドスクラップ(※)の推進や施策間連携・横断的な事業、あるいは事業の絞り込みを行うなど、各種事業や各種補助金等を見直し、再構築を図る必要があります。

また、人口減少に歯止めをかけ、移住・定住者対策を促進することで税収を確保するほか、地域経済の活性化を図るため、新たな視点でのまちづくりを進め、

商工業など地元産業の健全な発展と経営基盤強化に向けた振興施策を推進します。

**【ビルドアンドスクラップ】**スクラップアンドビルドが壊してから作るのに対して、最初にやるべきことを決めて、代わりに効果の低くなったものを廃止する考え方。

#### (4) 公共施設マネジメントの推進

本町が保有する公共施設等については、その多くが老朽化により大規模改修や建て替え等が必要な時期に差しかかっています。少子高齢化の進展により、本町の財政規模の縮小が予想される中、これらの公共施設等は、人口規模に見合った維持管理や更新を検討する必要があります。

こうした状況から、人口規模や利用状況等を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記した公共施設等総合管理計画の見直しを図り、より計画的な長寿命化・更新等を行い、財政負担の軽減・平準化を図っていくとともに、将来における公共施設のあり方を計画的・戦略的に検討し、適正化を図っていく必要があります。

#### (5) 公営企業会計等の健全化

下水道事業特別会計の法適化を進め、水道事業と同様に地方公営企業の経営の公共性と効率性の両面の観点を踏まえ、中長期的視点に立った経営手法を確立するとともに、収入の確保に努めます。

また、特別会計については、特定の収入をもって特定の事業を行うという趣旨に沿って、より一層の運営面での効率化を図り、一般会計からの繰入金は必要最小限にとどめる必要があります。

### 3 組織・業務の見直し

#### (1) 組織の見直し

時代に即した働き方や各施設運営のあり方を検討するとともに、多様化する町民ニーズや新たな課題に迅速に対するため、より効果的・効率的な組織体制の構築を図っていく必要があります。

また、会計年度任用職員制度の導入、再任用職員の活用、将来的な定年延長など、人事諸制度の改革により、職員定数管理の変革時期を迎えていることから、行政サービスの向上、財政負担などに考慮しながら、適正な定員管理に努めます。

#### (2) 業務の見直し

限られた財源や人員の中で、多様化・増大化する業務を遂行していくため、業務の効率化を図り、行政サービスの向上に努めます。

また、急速に発展を続けるICTなどの先進技術の役割は今後も高まるものと考えられ、人口規模や利用見込みなど費用対効果を十分考慮し、ICTの有効な

活用による業務の効率化を推進するとともに、IoTやAIなどの新しい技術の活用も視野に入れながら、効果的な行政サービスの提供に努めます。

さらに、北見地域定住自立圏を構成する市町をはじめ、近隣自治体との広域的な連携を推進し、より効率的・効果的な事務処理について検討します。

### (3) 職員の資質向上

効率的かつ効果的な行政運営を推進するためには、その担い手である職員一人一人の資質の向上や意識改革が必要となります。

このため、人材育成基本方針に基づき、その実現に向けて取り組むとともに、人事評価制度を活用した人材育成を推進します。

## 4

## 行政改革の推進

### (1) 推進体制

職員一人一人が、町を取り巻く状況を理解し、危機意識と改革意識を持ち、全庁一丸となって改革を推進します。

副町長を委員長とする「行政改革実行委員会（仮称）」を中心とした庁内の横断的な連携により、推進項目の確実な実行や進行管理を行います。

### (2) 進行管理

#### 《進捗状況の評価》

- ◆毎年度、基本項目の推進計画に基づき、進捗状況进行评估します。
- ◆評価結果に基づき、確実な実行の推進を図ります。

#### 《計画の見直し》

- ◆改革期間内において、町政に大きな影響を及ぼす社会動向等の変化や新たに取り組むべき改革の必要性が生じた場合などには、各基本項目の取組内容を個別に見直しながら進行管理を行います。

#### 《改革効果の定量化》

- ◆全期間の改革効果は、期間終了後、定量化できる範囲で取りまとめます。

### (3) 進捗状況の公表

- ◆第5次訓子府町行政改革大綱の進捗状況については、町ホームページなどの広報媒体等で積極的に公表します。

## (1)策定体制

## 《訓子府町行政改革推進委員会》

(敬称略)

委員区分	委員氏名	役職等
会 長	上杉 守	社会福祉協議会会長
職務代理者	西 和彦	町内会連絡協議会会長
委 員	濱田 光男	実践会連絡協議会会長
〃	小野 洋一	きらみらい農業協同組合南地域運営委員会委員長
〃	久島 正之	商工会会長
〃	南 まゆみ	きたみらい農業協同組合女性部訓子府支部支部長
〃	余湖裕美子	商工会女性部部長
〃	平田 翔唯	青年団体連絡協議会代表
〃	越智 一成	きたみらい農業協同組合青年部南支部副支部長
〃	林 みお	きたみらい農業協同組合フレッシュミズ南支部副支部長
〃	佐野 裕章	商工会青年部部長
〃	渡邊 守彦	老人クラブ連合会会長
〃	高城 茂	民生委員児童委員協議会副会長
〃	横道 俊彦	北見信用金庫訓子府支店支店長
〃	大友 信也	小中学校長会会長
〃	佐藤 直子	社会教育委員会議議長
〃	柴田 直喜	P T A連合会会長
〃	高城 加奈	認定こども園育友会副会長
〃	菅野 秀行	公募委員
〃	平林 規子	公募委員

【事務局:訓子府町役場 企画財政課】

## (2)策定経過

### 《訓子府町行政改革推進委員会・推進本部会議等の開催経過》

会議名	開催期日	内 容
◆第1回推進本部会議	令和元年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定体制</li> <li>・第4次大綱取組実績</li> <li>・大綱骨子（案）</li> </ul>
◆第2回推進本部会議	令和2年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進委員会委員の決定</li> <li>・大綱骨子・基本項目（案）</li> </ul>
◇第1回推進委員会	令和2年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・会長・職務代理者の互選</li> <li>・策定体制・経過報告</li> <li>・大綱骨子（案）</li> <li>・策定スケジュール</li> </ul>
●第1回プロジェクト委員会	令和2年10月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進計画方向性</li> </ul>
●第2回プロジェクト委員会	令和2年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進計画（案）</li> </ul>
◆第3回推進本部会議	令和2年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大綱原案</li> </ul>
◇第2回推進委員会	令和2年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大綱原案</li> </ul>